

佐賀市立開成小学校いじめ防止基本方針

佐賀市立開成小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「佐賀市立開成小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

以下に、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実確認をし、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

〈児童に対して〉

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間を要に、学校教育全体を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめを見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

〈教員として〉

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼

関係を深める。

- ・ 児童が自己実現を図れるような、授業づくりを日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導等の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に知らせる。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
特に、自己の人権感覚を磨き自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

〈学校全体として〉

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめ問題を含め、一人一人の悩み、友だちとの交流状況等をきめ細かに知るため、ふた月ごとに児童アンケート「〇月のわたし」を実施したり、6月、10月に「ほっとタイム週間」を設定し、学級担任と全児童との個別の教育相談を実施したりする。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ問題」について本校職員の理解を深め、実践力を育てる。
- ・ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関する内容を取扱った児童会活動としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

〈保護者・地域に対して〉

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、ふれあい道德の授業、PTA運営委員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

〈早期発見に向けて…「変化に気づく」〉

- ・ 児童の様子を、担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・ 児童アンケートや「ほっとタイム週間」等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

〈相談できる…「誰にでも」〉

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

〈早期の解決を…「傷口は小さいうちに」〉

- ・ 教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝える。

4 校内体制について

- ・ 校内分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導部、養護教諭、（スクールカウンセラー）とする。役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、児童、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価については、年度毎の取組について、児童、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の調査を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・ 佐賀市立開成小学校いじめ防止対策委員会（22条委員会）」の設置

1 覚知時〈内部委員会〉

〔委員〕校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、該当担任、学年主任、教育相談担当、養護教諭

〔役割〕 調査、事実確認等について

2 認知時〈拡大委員会〉

〔委員〕校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、該当担任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、学校評議員（2名）、PTA（1名）、スクールカウンセラー（市教委で調整）

〔役割〕 調査、事実確認、対策等について協議

3 その他

- ・ 「22条委員会」は、平成26年度当初に設置する。
- ・ スクールカウンセラーは、予算が絡むので市教育委員会で調整。
- ・ いじめの覚知時は、内部委員会で迅速に対応する。その後、認知された場合は外部委員が入った拡大委員会で対応を協議する。

5 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

- ① アンケートの記述やいじめにかかる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行うとともに、その結果を佐賀市教育委員会に報告する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と、保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 解決を第一に考え、保護者及び多関係者との適時適切な情報共有を図る。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態又は重大事態と疑われる事態が発生した場合又は被害児童や保護者から重大事態の申し出があった場合は、直ちに佐賀市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- ② 佐賀市教育委員会と協議の上、いじめ防止対策拡大委員会を開催し、対応策を協議し、佐賀市教育委員会の指導・支援を受け、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 被害児童の保護とケアを最優先するとともに、加害児童に対して教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。

(3) いじめの再発防止の取り組み

- ① 「いじめの解消」と言える一定の解決が図られた後1ヶ月以上その後の観察や面談を実施し、通常の生活に戻ったと判断できる状態が継続するよう全職員による指導体制を維持する。
- ② 児童とのコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、児童がいつでも相談できる機会をつくる。
- ③ スクールカウンセラー等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。

6 職員の研修について

年間計画に位置づけていじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する職員研修を行う。特に、自己有用感や自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図る能力を育む支援に関する研修を行う。

7 取組体制の点検及び計画について

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、学校評価において、「心の教育 人権・同和教育」「いじめ問題への対応」の評価項目を起し取組の点検を行う。
- ② 学校評価の結果を公表する。課題についてはその要因を分析し、取組内容や方法の見直しを行い改善に努め実効性のある取組となるようにする。

8 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の佐賀市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、佐賀市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない。」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめの問題など子ども達の健全育成についての話し合いを奨めることを願います。